

# ボランティア活動保険

## 普通保険約款・特約

### 万一、事故が起こった場合は

代理店・扱者または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

**0120-258-189** (無料)

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

(お客様デスク) 0120-632-277(無料)

東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館  
電話受付時間 平日 9:00~19:00 土日・祝日 9:00~17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

<https://www.ms-ins.com>

# 目次

この「普通保険約款・特約」（以下「本冊子」といいます。）は、保険契約者と当社との間に締結された保険契約の内容としてあらかじめ定められた約束事を記載したものです。

実際のご契約につきましては、本冊子およびご契約後にお届けする保険証券をあわせてご確認ください。  
また、ご不明な点については、代理店・扱者または当社までお問合せください。

特約一覧表	PO03
ご契約に適用される普通保険約款・特約について	PO04

Chapter 1 普通保険約款	PO07
------------------	------

## ボランティア活動保険普通保険約款

第1章 賠償責任条項	PO12
第2章 傷害条項	PO15
第3章 基本条項	PO21

Chapter 2 特約	PO41
--------------	------

特約一覧については PO03 をご参照ください。

Chapter 3 返還保険料のお取扱いについて	PO57
--------------------------	------

# 特約一覧表

普通保険約款にセットできる特約は、以下のとおりです。なお、特約の適用条件は、P004をご参照ください。

ボランティア活動保険追加特約（月例精算方式）	042
ボランティア活動保険追加特約（一括精算方式）	043
天災危険補償特約	045
傷害補償対象外特約	046
人格権侵害補償特約	046
初回保険料口座振替特約	047
保険料クレジットカード払特約	049
初回保険料払込取扱票・請求書払特約	050
初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約	052
保険料支払手段に関する特約	053
共同保険に関する特約	054

# ご契約に適用される普通保険約款・特約について

## 1. 普通保険約款

名称	適用条件(保険証券の表示等)	ページ
ボランティア活動保険 普通保険約款	すべてのご契約	008

## 2. 特約

次の特約は適用条件に従い適用されます。なお、特約の条文中および適用条件の説明中の「保険証券」には、保険証券に添付される明細書または条件書その他の付属書類についても含むものとします。保険証券の「特約」、「特記事項」または「その他特約および特記事項」欄に本表に掲げる特約以外の特約名が表示されており、保険証券にその特約が添付されている場合は、その特約についても適用されます。

特約名称	適用条件(保険証券の表示等)	ページ
ボランティア活動保険追加特約（月例精算方式）	特約欄に「N6」または名称の表示がある場合	042
ボランティア活動保険追加特約（一括精算方式）	特約欄に「N7」または名称の表示がある場合	043
天災危険補償特約	特約欄に「K9」または名称の表示がある場合	045
傷害補償対象外特約	特約欄に「L1」または名称の表示がある場合	046
人格権侵害補償特約	特約欄に「J4」または名称の表示がある場合	046
初回保険料口座振替特約	特約欄に「A ア」の表示がある場合	047
保険料クレジットカード払特約	特約欄に「A イ」と表示されます	049
初回保険料払込取扱票・請求書払特約	特約欄に「初回保険料払込取扱票・請求書払」または「A ク」の表示がある場合	050
初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約	払込方法が請求書払方式で、初回保険料払込取扱票・請求書払特約がセットされている場合	052
保険料支払手段に関する特約	すべてのご契約	053

共同保険に関する特約	保険証券または保険証券に添付した共同保険契約分担表に、共同保険の分担会社および分担割合または分担会社それぞれの保険金額が表示されている場合	054
------------	---	-----

# Chapter

# 1

## 普通保険約款

普通保険約款は基本となる補償内容  
および契約手続等に関する原則的な  
事項を定めたものです。

# ボランティア活動保険普通保険約款

## 「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。

用語	説明
保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
被保険者	この保険契約により補償を受ける者または補償の対象となる者をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
満期日	保険期間の末日をいいます。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
支払限度額	賠償責任条項により補償される損害が生じた場合に、当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の支払限度額をいいます。
死亡・後遺障害保険金額	保険証券記載の死亡・後遺障害保険金額をいいます。
賠償保険金	賠償責任条項により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。
傷害保険金	傷害条項により補償される傷害が生じた場合に、当社が被保険者または被保険者の法定相続人に支払うべき金銭であって、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をいいます。
保険金	賠償保険金、傷害保険金およびこの普通保険約款に付帯される特約により支払われるべき保険金をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
訂正の申出	告知事項 <sup>(3)</sup> について書面をもって訂正を当社に申し出ることであって、基本条項第4条（告知義務）(3)③またはこの普通保険約款に付帯される特約に規定する訂正の申出をいいます。 (注) 告知事項 基本条項第4条(1)に定める告知事項をいいます。
通知事項の通知	基本条項第5条（通知義務）(1)に規定する通知をいいます。

契約条件変更の申出	次のいずれかに規定する保険契約内容の変更の申出をいいます。 ① 基本条項第13条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)④の通知 ② この普通保険約款に付帯される特約の通知
変更日	訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。
無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
身体の障害	傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
損壊	滅失、破損または汚損をいい、紛失または盗取もしくは詐取されることを含みません。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
群衆	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
暴動	身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状 <sup>(4)</sup> を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ① 細菌性食中毒 ② ウイルス性食中毒 (注) 中毒症状 経常的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
傷害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
後遺障害	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 <sup>(注1)</sup> 。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。 ア、創傷処理 イ、皮膚切開術 ウ、テブリードマン エ、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ、抜歯手術 ② 先進医療 <sup>(注2)</sup> に該当する診療行為 <sup>(注3)</sup>
手術	(注 1) 診療行為 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注 2) 先進医療 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。 (注 3) 診療行為 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
オンライン診療	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表におけるオンライン診療料の算定対象となる診療行為をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合は、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。
治療	医師 <sup>(注)</sup> が必要であると認め、医師 <sup>(注)</sup> が行う治療をいいます。 (注) 医師 被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
頸部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート <sup>(注)</sup> 、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) モーターボート 水上オートバイを含みます。
	競技、競争、興行 <sup>(注1)</sup> または試運転 <sup>(注2)</sup> をいいます。 (注 1) 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 (注 2) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
	自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とする活動の推進または社会福祉の推進を目的とする法人 <sup>(注)</sup> をいいます。 (注) 法人 国および地方公共団体を含みます。
ボランティア活動団体	ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた、またはボランティア活動推進法人に登録した団体をいいます。
	自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とし、日本国内で行われる次のいずれかに該当する活動をいいます。なお、活動には、活動のための学習会または会議等を含み、有償 <sup>(注1)</sup> の活動は除きます。 ア、所属ボランティア活動団体の会則 <sup>(注2)</sup> に則り企画、立案された活動 イ、ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた、またはボランティア活動推進法人に届け出た活動 (注 1) 有償 交通費、食事代等費用弁償程度の支給がなされる場合は、有償とはみなしません。 (注 2) 会則 名称を問いません。
ボランティア活動中	ボランティア活動を行っている間をいい、ボランティア活動を行う目的をもって通常の経路により住居 <sup>(注)</sup> を出発してから住居 <sup>(注)</sup> に帰着するまでの間を含みます。 (注) 住居 住居以外の施設を起点とする場合または住居以外の施設に帰る場合は、その施設とします。
	ボランティア活動を行う自然人で、次のいずれかに該当する者をいいます。 ア、ボランティア活動団体の構成員 イ、ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた者またはボランティア活動推進法人に登録した者

# 第1章 賠償責任条項

## 第1条（保険金を支払う場合）

(1)当社は、この条項および基本条項の規定に従い、次のいずれかに該当する事故（以下この条項および基本条項において「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任（②の事故については、保管物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任に限ります。以下この条項において「賠償責任」といいます。）を負担することによって被る損害（以下この条項および基本条項において「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

① 次のいずれかに該当する事由による他人の身体の障害または他人の財物の損壊

ア. 保険証券記載のボランティアのボランティア活動中に発生した偶然な事由

イ. 保険証券記載のボランティアがボランティア活動に伴って提供した財物（以下この条項において「提供物」といいます。）に起因する偶然な事由

ウ. 保険証券記載のボランティアのボランティア活動の結果に起因する偶然な事由

② 保険証券記載のボランティアがボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物の偶然な事由による損壊、紛失または盗取<sup>(注1)</sup>

(2)(1)の規定は、第2条（被保険者）に定める被保険者につき別個にこれを適用し、被保険者相互間の関係はそれぞれ互いに他人とみなします。ただし、次のいずれかに該当する者については他人とはみません。

① 一被保険者の配偶者

② 被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族

③ 被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚<sup>(注2)</sup>の子

(注1) 紛失または盗取

詐取を含みます。

(注2) 未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

## 第2条（被保険者）

この条項において、被保険者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

① 保険証券記載のボランティア

② ①に該当する者の監督義務者<sup>(注3)</sup>

(注3) 監督義務者

監督義務者に代わって監督する者を含みます。

## 第3条（損害の範囲）

当社が、保険金を支払う損害の範囲は、次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に限ります。

該当区分		該当区分説明
① 損害賠償金		被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 <sup>(注4)</sup> をいいます。
② 損害防止費用		基本条項第15条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。ただし、提供物または提供物が一部をなすその他の財物の回収、検査、修理、交換その他の措置を講じるために要した費用を除きます。

③ 権利保全行使費用	基本条項第15条(1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
④ 緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
⑤ 協力費用	第7条（当社による損害賠償請求の解決）(1)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他の権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

(注) 損害賠償責任の額

判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。

また、被保険者が賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その額を控除します。

## 第4条（支払保険金）

(1)第3条（損害の範囲）に定める損害のうち①から④までについては、1回の事故により発生した損害の合計額が免責金額を超過する場合に限り、次の算式によって算出される額について、支払限度額を限度として保険金を支払います。なお、同条②に規定する損害については、被保険者が措置を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合でも、当社は、保険金を支払います。

$$\text{保険金の額} = \boxed{\text{1回の事故により発生した損害の合計額}} - \boxed{\text{免責金額}}$$

(2)第3条（損害の範囲）に定める損害のうち⑤については、その全額について保険金を支払います。ただし、同条①から④までに掲げる各損害の合計額が保険金額を超過する場合には、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{第3条⑥の争訟費用}} \times \boxed{\text{支払限度額}} = \boxed{\text{第3条①から④までの各損害の合計額}}$$

(3)第3条（損害の範囲）に定める損害のうち⑥については、その全額について保険金を支払います。

## 第5条（保険金を支払わない場合－その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者<sup>(注4)</sup>、被保険者またはこれらの者の代理人の故意

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

④ 核燃料物質<sup>(注5)</sup>または核燃料物質<sup>(注5)</sup>に汚染された物<sup>(注6)</sup>の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑤ ②から④までのいずれかに該当する事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する事故
- ⑧ 被保険者の、または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する事故
- ⑨ 航空機、自動車または銃器<sup>(注4)</sup>の所有、使用または管理に起因する事故
- ⑩ 被保険者が故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売または提供した提供物に起因する事故
- ⑪ 提供物またはボランティア活動の結果が、所期の効能、性能を発揮できなかったことに起因する事故。ただし、提供物の本来意図しなかった悪影響によって発生した事故を除きます。
- ⑫ 被保険者の職業上の業務の遂行に直接起因する事故
- ⑬ 被保険者またはその使用者の被保険者の業務の補助者による次のいずれかに該当する業務の遂行に起因する事故
  - ア、人または動物に対する診療、治療、看護、疾病的予防、救急救命処置または死体の検案<sup>(注5)</sup>。
  - イ、医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示
  - ウ、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士または作業療法士などの資格を有する職業人がその資格に基づいて行う施術

#### (注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 核燃料物質<sup>(注6)</sup>またはその化合物<sup>(注7)</sup>を含むもので、これらを主として使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質に汚染された物<sup>(注8)</sup>またはその化合物<sup>(注9)</sup>を含みます。原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 銃器<sup>(注10)</sup>またはその部品<sup>(注11)</sup>を含みます。ただし、銃器<sup>(注10)</sup>または空気銃を除きます。

(注5) 診療、治療、看護、疾病的予防、救急救命処置または死体の検案

医療用の器具、器械または装置を診療、治療、看護、疾病的予防、救急救命処置または死体の検案のために使用した場合を含みます。

#### 第6条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次のいずれかに該当する賠償責任に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ② 提供物のかしによる提供物自体の損壊に対する賠償責任

#### 第7条（当社による損害賠償請求の解決）

(1) 当社は、必要と認めた場合には、被保険者に代って自己の費用で損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じて、その遂行につき当社に協力しなければなりません。

(2) 被保険者が正当な理由なく(1)の協力に応じない場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第8条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額<sup>(注1)</sup>の合計額が損害の額<sup>(注2)</sup>以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額<sup>(注1)</sup>を支払保険金の額とします。
- (2)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額<sup>(注1)</sup>の合計額が損害の額<sup>(注2)</sup>を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の

額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 <sup>(注1)</sup> を限度とします。
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額 <sup>(注2)</sup> から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 <sup>(注1)</sup> を限度とします。

(注1) 支払責任額<sup>(注1)</sup>とは、この保険契約の保険料に該当する額と、それまでの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払るべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額<sup>(注2)</sup>とは、この保険契約の保険料に該当する額と、それまでの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

## 第2章 傷害条項

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者がボランティア活動中の急激かつ偶然な外來の事故（以下この条項および基本条項において「事故」といいます。）によってその身体に被った傷害に対して、この条項および基本条項の規定に従い、傷害保険金を支払います。

#### 第2条（被保険者）

この条項において被保険者とは、保険証券記載のボランティアをいいます。

#### 第3条（保険金を支払わない場合）

(1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。

- ① 保険契約者<sup>(注1)</sup>または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者<sup>(注2)</sup>の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わなければその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア、法令に定められた運転資格<sup>(注3)</sup>を持たないで自動車等を運転している間

イ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的術その他の医療処置。ただし、外科的術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が傷害保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害保険金を支払います。

⑧ 被保険者に対する刑の執行

⑨ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これ

らに類似の事変または暴動

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質<sup>(注4)</sup>もしくは核燃料物質<sup>(注4)</sup>によって汚染された物<sup>(注5)</sup>の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(2)当社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害保険金を支払いません。

① 被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

② 被保険者の入浴中の溺水<sup>(注6)</sup>。ただし、入浴中の溺水<sup>(注6)</sup>が、当社が傷害保険金を支払うべき傷害によって生じた場合には、保険金を支払います。

③ 被保険者の誤嚥<sup>(注7)</sup>によって生じた肺炎。この場合、誤嚥<sup>(注7)</sup>の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(3)当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。

① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ、ニに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準する方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウ、ニに該当する場合を除き、道路上で競技等に準する方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準する方法・態様により自動車等を使用している間

③ 次のいずれかに該当するボランティア活動をしている間

ア. 海難救助ボランティア活動  
イ. 山岳救助ボランティア活動  
ウ. 野焼きまたは山焼きを行う森林ボランティア活動  
エ. チェーンソーを使用する森林ボランティア活動  
オ. 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動

④ 職業または職務に従事している間

(注1)保険契約者は、被保険者である法人の業務を執行する場合

、保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

(注2)保険金を受け取るべき者

保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

(注3)法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注4)核燃料物質

原子炉や原子炉用設備等で使用される物質をいいます。

使用済燃料を含みます。

(注5)核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注6)溺水

水を吸い込むことによる窒息をいいます。

(注7)誤嚥

食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

誤嚥による窒息をいいます。

#### 第4条(死亡保険金の支払)

(1)当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡・後遺障害保険金額の全額<sup>(注8)</sup>を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

(2)被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

(注)死亡・後遺障害保険金額の全額

既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額とします。

#### 第5条(後遺障害保険金の支払)

(1)当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{死亡・後遺障害保険金額} \times \frac{\text{別表2に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}{= \text{後遺障害保険金の額}}$$

(2)(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3)別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4)同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5)既に後遺障害のある被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\text{別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} \times \frac{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}{= \text{適用する割合}}$$

(6)(1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。

## 第6条（入院保険金および手術保険金の支払）

(1)当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{保険証券記載の}} \times \boxed{\text{入院した日数}(\text{は})} = \boxed{\text{入院保険金の額}}$$

(2)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置<sup>(注2)</sup>であるときには、その処置日数を含みます。

(3)被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(4)当社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります<sup>(注3)</sup>。

① 入院中<sup>(注4)</sup>に受けた手術の場合

$$\boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{10} = \boxed{\text{手術保険金の額}}$$

② ①以外の手術の場合

$$\boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{5} = \boxed{\text{手術保険金の額}}$$

(注1) 入院した日数  
90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(注2) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置  
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(注3) 1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります  
1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

(注4) 入院中<sup>(注4)</sup>に受けた手術の場合は、その直接の結果として入院している場合をいいます。

## 第7条（通院保険金の支払）

(1)当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{保険証券記載の}} \times \boxed{\text{通院した}} = \boxed{\text{通院保険金の額}}$$

(2)被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表3に掲げる部位を固定するためにその被保険者以外の医師の

指示によりギブス等<sup>(注2)</sup>を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。  
(3)当社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、第6条（入院保険金および手術保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4)被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

(注1) 通院した日数  
90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(注2) ギブス等  
ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定带、胸骨固定带、肋骨固定带、サポートー等は含みません。

## 第8条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないとときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

## 第9条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1)被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2)正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

## 第10条（重大事由がある場合の当社による解除）

(1)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この条項を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この条項に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力<sup>(注1)</sup>に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力<sup>(注1)</sup>に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力<sup>(注1)</sup>を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力<sup>(注1)</sup>がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められるこ

ト。

オ. その他反社会的勢力<sup>(注1)</sup>と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(4) 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

(5) ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この条項の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この条項<sup>(注2)</sup>を解除することができます。

① 被保険者が、(1)③ア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。

② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当すること。

(3)(1)または(2)の規定による解除が傷害<sup>(注3)</sup>の発生した後になされた場合であっても、基本条項第12条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害<sup>(注3)</sup>に対しては、当社は、傷害保険金<sup>(注4)</sup>を支払いません。この場合において、既に傷害保険金<sup>(注4)</sup>を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) 反社会的勢力、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準備構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) この条項

その被保険者に係る部分に限ります。

(注3) 傷害

(2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注4) 傷害保険金

(2)の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

## 第11条(被保険者による解約請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの条項<sup>(注5)</sup>を解約することを求めることができます。
- ① この条項<sup>(注5)</sup>の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第10条(重大事由がある場合の当社による解除)(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第10条(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当する場合
- ④ 第10条(1)④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この条項<sup>(注5)</sup>の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この条項<sup>(注5)</sup>の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解約請求があったときは、当社に対する通知をもって、この条項<sup>(注5)</sup>を解約しなければなりません。
- (3)(1)の事由のある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この条項<sup>(注5)</sup>を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(4)(3)の規定によりこの条項<sup>(注5)</sup>が解約された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) 条項<sup>(注5)</sup>は、被保険者が保険契約者または保険金を受け取るべき者である場合に適用され、その被保険者に係る部分に限ります。

## 第12条(保険料の返還)

当社は次に掲げる場合において、既に払い込まれた保険料を返還しません。既に支払った保険料の返還は、保険契約の解約によるものとします。

- ① 第10条(重大事由がある場合の当社による解除)(1)の規定により当社がこの条項を解除した場合
- ② 第10条(2)の規定により当社がこの条項<sup>(注2)</sup>を解除した場合
- ③ 第11条(被保険者による解約請求)(2)または(3)の規定により保険契約者がこの条項<sup>(注5)</sup>を解約した場合

(注) 条項<sup>(注5)</sup>は、被保険者が保険契約者または保険金を受け取るべき者である場合に適用され、その被保険者に係る部分に限ります。

## 第13条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当社は、基本条項第15条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)の規定による通知を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めるることができます。

(2)(1)の規定による診断または死体の検査<sup>(注1)</sup>のために要した費用<sup>(注2)</sup>は、当社が負担します。

(注1) 死体の検査

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用

収入の喪失を含みません。

## 第14条(死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約者は、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外に変更することはできません。
- (2) 保険契約者は、死亡保険金以外の傷害保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

# 第3章 基本条項

## 第1条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当社の保険責任は、始期日の午後4時<sup>(注6)</sup>に始まり、満期日の午後4時に終わります。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 当社は、保険期間中に事故が発生した場合に限り、保険金を支払います。

(注) 午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

## 第2条(保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にそ

の全額を払い込まなければなりません。

(2)保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第3条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、日本国内において生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。

### 第4条（告知義務）

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険に関する重要な事項<sup>(注1)</sup>のうち、保険申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（以下「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2)当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなつた場合
  - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合<sup>(注2)</sup>
  - ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出た、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めると限り、これを承認するものとします。
  - ④ 次のいずれかに該当する場合
- ア、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合
- イ、保険契約締結時から5年を経過した場合

(4)(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第12条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずして生じた事故による損害または傷害については適用しません。

(注1) 危険に関する重要な事項

他の保険契約等に関する事項を含みます。

(注2) 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合

当社のために保険契約の締結の代理を行なう者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

### 第5条（通知義務）

- (1)保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実<sup>(注1)</sup>が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
- (2)(1)の事実の発生によって危険増加<sup>(注2)</sup>が生じた場合において、保険契約

者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかつたときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① 当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合
- ② 危険増加<sup>(注2)</sup>が生じた時から5年を経過した場合

(4)(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第12条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加<sup>(注2)</sup>が生じた時以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、(2)の危険増加<sup>(注2)</sup>をもたらした事実に基づかずして生じた事故による損害または傷害については適用しません。

(6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加<sup>(注2)</sup>が生じ、この保険契約の引受範囲<sup>(注3)</sup>を超えることとなつた場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(7)(6)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第12条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加<sup>(注2)</sup>が生じた時以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実  
告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(注2) 危険増加  
告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

(注3) 引受範囲  
保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

### 第6条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

### 第7条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

### 第8条（保険契約の取消）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

### 第9条（保険契約者による保険契約の解約）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払保険料<sup>(注)</sup>を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

(注) 未払保険料

解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされ

てない保険料をいいます。この場合、保険契約は、該当する事由が発生した後になされた場合には、保険契約の解除となります。

## 第10条（当社による保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第13条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)①または②の追加保険料の払込みを怠った場合<sup>(注)</sup>には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 保険契約者が第13条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)①または②の追加保険料の払込みを怠った場合

当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

## 第11条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）

(1)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア：反社会的勢力<sup>(注)</sup>に該当すると認められること。  
イ：反社会的勢力<sup>(注)</sup>に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ：反社会的勢力<sup>(注)</sup>を不当に利用していると認められること。

エ：法人である場合において、反社会的勢力<sup>(注)</sup>がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ：その他反社会的勢力<sup>(注)</sup>と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2)当社は、被保険者が(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当する場合は、保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約<sup>(注)</sup>を解除することができます。

(3)(1)または(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第12条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4)保険契約者または被保険者が(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害または傷害については適用しません。

① (1)③ア、からオ、までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害または傷害。

② (1)③ア、からオ、までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害。

(注) 反社会的勢力<sup>(注)</sup>とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) この保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。ただし、同一の被保険者に対する複数の保険契約がある場合は、各保険契約の範囲で該当する事由が発生した場合は、各保険契約を解除する場合とします。

## 第12条（保険契約の解約・解除の効力）

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第13条（保険料の返還または追加保険料の請求）

(1)当社は、訂正の申出を承認する場合、通知事項の通知を受領した場合または契約条件変更の申出を承認する場合には、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超える場合は1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することができます。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第4条（告知義務）(1)により、告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 第5条（通知義務）(1)の事実が発生したことにより同条(2)の危険増加が生じた場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
③ 第5条（通知義務）(1)の事実またはその他の事実が発生したことにより危険の減少が生じた場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
④ ①から③までのほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	ア：変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を請求します。 イ：ア以外の場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

(2)保険契約の無効、失効または取消の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超える場合は1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することができます。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第7条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
③ 第8条（保険契約の取消）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。

(3)第4条（告知義務）(2)、第5条（通知義務）(2)もしくは(6)、第10条（当社による保険契約の解除）、第1.1条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(1)もしくは(2)またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により当社が保険契約を解除した場合あるいは第9条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合には、既に払い込まれた保険料は返還しません。

## 第14条（追加保険料領収前の事故）

(1)第13条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、第10条（当社による保険契約の解除）の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変

更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に對しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。(1) (2)第1.3条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)④の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対し、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に對しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

### 第1.5条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)

(1)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」とおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア、事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求(注1)することによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求(注1)を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

⑤ 損害賠償の請求(注1)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。

⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当社に通知すること。

⑦ 被保険者が傷害条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合は、事故発生の状況、傷害の程度および傷害の原因となったボランティア活動の概要を遅滞なく当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときはまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

⑧ 傷害条項第8条(死亡の推定)に規定する被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となつた場合または遭難した場合は、行方不明または遭難発生の状況を遅滞なく当社に通知すること。

⑨ ①から⑧までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、また当社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

(2)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)②、⑦もしくは⑧の事項について事実と異なることを告げた場合は(1)⑨の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1)損害賠償の請求(注2)の場合は、原則として被害者と被保険者が共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2)他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を

含みます。ただし、同一の被害者に対する複数の損害賠償請求権がある場合は、

各権利の合算額を算出する場合があります。

第1.6条(保険金の請求)

(1)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対し保険金の支払を請求しなければなりません。

(2)当社に対する保険金の請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行ふことができるものとします。

区分	大豊年賃貸保険請求権の発生時期・対支済金
①賠償保険金	被保険者が損害賠償請求権に対し負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
②賃貸保険金	被保険者が賃貸保険請求権に対し負担する法律上の賃貸保険責任の額について、被保険者と賃貸保険請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

② 傷害保険金	ア、死亡保険金	被保険者が死亡した時
	イ、後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
	ウ、入院保険金	被保険者が被った傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
	エ、手術保険金	被保険者が傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
	オ、通院保険金	被保険者が被った傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

- (3)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表4に掲げる書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- (4)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(注1)</sup>
  - ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者<sup>(注2)</sup>または②以外の3親等内の親族
- (5)(4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (6)当社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (7)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がない(6)の規定に違反した場合または(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変更した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (8)保険金の請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注1)配偶者

法律上の配偶者に限ります。

## 第1.7条 (保険金の支払)

- (1)当社は、請求完了日<sup>(注1)</sup>からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する

### 事実の有無

- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者または保険金を受け取るべき者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2)(1)の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日<sup>(注1)</sup>からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数<sup>(注2)</sup>を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対する通知するものとします。

当社は、被保険者1名を事由にこの表に掲載される照会期間 <sup>(注3)</sup>	期間
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 <sup>(注3)</sup>	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第1.18号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑥までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑥までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合<sup>(注4)</sup>には、それによって確認が遅延した期間について、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4)(3)の場合のほか、被保険者または保険金を受け取るべき者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、(1)または(2)までの期間に算入しないものとします。

(5)(1)から(4)までの規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1)請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が第1.6条(保険金の請求)⑶および⑷の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)次表「期間」に掲げる日数

複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。

(注4)これに応じなかった場合

必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。

## 第1.8条 (代位)

- (1)損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権<sup>(注5)</sup>を得た場合において、当社がその損害に対して賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するには、次表「限度額」を限度とします。

② 死亡保険区分ト統合保険が適用する場合	限度額限算の算式
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2)(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3)当社が傷害保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその相続人が被保険者の傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

(4)保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力なければなりません。この場合において、当社に協力するためには必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

### 第 1.9 条 (先取特権)

(1)賠償責任条項第1条(保険金を支払う場合)に規定する事故にかかる損害賠償請求権者は、賠償責任条項第3条(損害の範囲)①の損害賠償金にかかる被保険者の当社に対する保険金請求権<sup>(注2)</sup>について先取特権を有します。

(2)当社は、次のいずれかに該当する場合に、賠償責任条項第3条(損害の範囲)①の損害賠償金について保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合、ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行なつたことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に損害賠償金にかかる保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3)賠償責任条項第3条(損害の範囲)①の損害賠償金にかかる保険金請求権<sup>(注2)</sup>は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、同条①の損害賠償金にかかる保険金請求権<sup>(注2)</sup>を質権の目的とし、または②③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、②①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

賠償責任条項第3条(損害の範囲)①②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

### 第 2.0 条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

支払限度額が、第1.9条(先取特権)②②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる損害賠償金と被保険者が賠償責任条項第3条(損害の範囲)②から④までの規定により当社に対して請求することができる費用保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する費用保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する損害賠償金の支払

を行うものとします。

### 第 2.1 条 (保険契約者の変更)

- (1)保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転することができます。
- (2)(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3)保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

### 第 2.2 条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1)この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めるることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行なう当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3)保険契約者が2名以上である場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

### 第 2.3 条 (被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

### 第 2.4 条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

### 第 2.5 条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令によります。

別表 1 傷害条項第3条(保険金を支払わない場合)(3)①の運動等

山岳登はん<sup>(注1)</sup>、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機<sup>(注2)</sup>

操縦<sup>(注3)</sup>、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機<sup>(注4)</sup>

搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) 山岳登はん

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) 航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 操縦

職務として操縦する場合を除きます。

(注4) 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラグライダー等をいいます。)を除きます。

別表2 後遺障害等級表

等級	後遺の障害の全般度	保険金支払割合
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀しゃくおよび言語の機能を廃したものの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したものの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万画式試視力表によるもの)が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったものの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀しゃくまたは言語の機能を廃したものの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1)両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残したもの (3)両耳の聴力を全く失ったもの (4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6)両手の手指の全部の用を廃したものの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節、近位指節間関節もしくは母指の指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7)両足をリストラン関節以上で失ったもの	69%

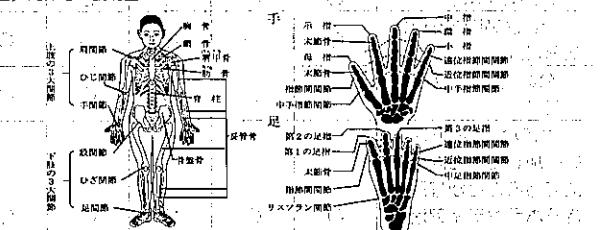
第5級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4)1上肢を手関節以上で失ったもの (5)1下肢を足関節以上で失ったもの (6)1上肢の用を全廃したものの (7)1下肢の用を全廃したものの (8)両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%
第6級	(1)両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すものの (3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5)脊柱に著しい変形または運動障害を残すものの (6)1上肢の3太関節中の2関節の用を廃したもの (7)1下肢の3太関節中の2関節の用を廃したもの (8)1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</li> <li>(2)両耳の聴力が1.40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(5)胸腹部器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないものの部位</li> <li>(6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの</li> <li>(7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの</li> <li>(8) 1足をリストラン関節以上で失ったもの</li> <li>(9) 1上肢に偱関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>(10) 1下肢に偱関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>(11)両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節、近位指節間関節もしくは第1の足指の指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。)</li> <li>(12)外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>(13)両側の睾丸を失ったもの</li> </ul>	42%	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</li> <li>(2)1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</li> <li>(3)両眼に半盲症、視野狭窄または視野変形を残すもの</li> <li>(4)両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>(5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(6)咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの</li> <li>(7)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>(9) 1耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>(10)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>(11)胸腹部器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>(12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの</li> <li>(13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの</li> <li>(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</li> <li>(15) 1足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの</li> <li>(17)生殖器に著しい障害を残すもの</li> </ul>
第7級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</li> <li>(2)脊柱に運動障害を残すもの</li> <li>(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの</li> <li>(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの</li> <li>(5) 1下肢を5cm以上短縮したもの</li> <li>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</li> <li>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</li> <li>(8) 1上肢に偱関節を残すもの</li> <li>(9) 1下肢に偱関節を残すもの</li> <li>(10) 1足の足指の全部を失ったもの</li> </ul>	34%	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの</li> <li>(2)正面視で複視を残すもの</li> <li>(3)咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの</li> <li>(4)14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(5)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの</li> <li>(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>(7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの</li> <li>(8) 1下肢を3cm以上短縮したもの</li> <li>(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</li> <li>(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</li> </ul>
第8級		20%	
第9級		26%	
第10級		20%	

第 11 級	(1)両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2)両眼のまぶたに著しい運動障害を残すものの (3)1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4)10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5)両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6)1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7)脊柱に変形を残すもの (8)1手の示指、中指または環指を失ったもの (9)1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%	(1)1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3)正面視以外で複視を残すもの (4)両眼のまぶたの一部に欠損を残したもの (5)5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7)1手の小指の用を廃したもの (8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9)1下肢を1cm以上短縮したもの (10)1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11)1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第 12 級	(1)1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2)1眼のまぶたに著しい運動障害を残すものの (3)7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4)1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5)鎖骨・胸骨・肋骨・肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6)1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7)1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8)長管骨に変形を残すもの (9)1手の小指を失ったもの (10)1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11)1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12)1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13)局部に頑固な神経症状を残すもの (14)外貌に醜状を残すもの	10%	(1)1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまづけはげを残すもの (2)3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3)1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4)上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5)下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6)1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7)1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8)1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9)局部に神経症状を残すもの	4%

(注)1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注)2) 関節等の説明図



別表3 骨折、脱臼、筋肉損傷等の傷害を被った部位

1. 長管骨または脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等<sup>(注)</sup>を装着した場合に限ります。
3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギブス等<sup>(注)</sup>を装着した場合に限ります。

(注) ギブス等

ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい。胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、ソーター等は含まれません。

注 1. から3.までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表2・注2の図に示すところによります。

**別表4 保険金請求書類**

1. 賠償責任条項の場合

保険金請求に必要な書類または証拠					
① 保険金請求書	○	○	○	○	○
② 当社の定める事故状況報告書	○	○	○	○	○
③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類	○	○	○	○	○
④ 死亡に関して支払われる賠償保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本	○	○	○	○	○
⑤ 後遺障害に関して支払われる賠償保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類	○	○	○	○	○
⑥ 傷害または疾病に関して支払われる賠償保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類	○	○	○	○	○
⑦ 他人の財物の滅失、破損または汚損に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が生じた物の写真(注2)	○	○	○	○	○
⑧ ボランティア活動に参加している間の事故であることが確認できるボランティア活動法人またはボランティア活動推進法人の証明書類	○	○	○	○	○
⑨ その他当社が基本条項第17条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○

(注1) 修理等に要する費用の見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 写真

画像データを含みます。

2. 傷害条項の場合

保険金請求に必要な書類または証拠						
保険金種類 提出書類(注1)	死 亡	障 害	後 遺 障 害	入 院	手 術	通 院
① 保険金請求書	○	○	○	○	○	○
② 当社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○	○
③ 公の機関(注2)の事故証明書	○	○	○	○	○	○
④ ボランティア活動に参加している間の事故であることが確認できるボランティア活動法人またはボランティア活動推進法人の証明書類	○	○	○	○	○	○
⑤ 死亡診断書または死体検査書	○	○	○	○	○	○

⑥ 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明するその被保険者以外の医師の診断書	○	○	○	○
⑦ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類	○	○	○	○
⑧ 法定相続人の印鑑証明書	○			
⑨ 被保険者の印鑑証明書	○	○	○	○
⑩ 被保険者の戸籍謄本	○			
⑪ 法定相続人の戸籍謄本	○			
⑫ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注3)	○	○	○	○
⑬ その他当社が基本条項第17条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○

(注1) 提出書類

保険金を請求するときには、○を付した書類を提出しなければなりません。

(注2) 公の機関

やむを得ない場合には、第三者とします。

(注3) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書

保険金の請求を第三者に委任する場合に限ります。

## Chapter

# 2

## 特約

特約は、補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

# ボランティア活動保険追加特約（月例精算方式）

## 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、ボランティア活動保険普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
普通保険約款	ボランティア活動保険普通保険約款をいいます。
証券記載法人	保険証券記載のボランティア活動推進法人をいいます。
単位法人	証券記載法人の会員である法人をいいます。
保険の加入手続き	加入申込者が加入申込書に必要記載事項を記入のうえ、証券記載法人または単位法人に提出し、その内容を証券記載法人または単位法人が確認し、受付印を押すまでの手続きをいいます。

## 第1条（被保険者）

この特約において、普通保険約款賠償責任条項第2条（被保険者）①および傷害条項第2条（被保険者）に規定する「保険証券記載のボランティア」とは、証券記載法人または単位法人にボランティアとして登録<sup>(注1)</sup>した、またはボランティアとしてその法人から委嘱<sup>(注2)</sup>を受けた自然人のうち、保険の加入手続きが完了した者とします。

（注1）登録

所属するボランティア活動団体を通じての登録を含みます。

（注2）委嘱

所属するボランティア活動団体を通じての委嘱を含みます。

## 第2条（それぞれの被保険者に対する保険責任期間）

当社のそれぞれの被保険者に対する保険責任期間は、次の通りとします。  
① 保険期間開始前に保険の加入手続きが完了した被保険者については、保険期間と同一  
② 保険期間開始後に保険の加入手続きが完了した被保険者については、加入手続きが完了した日の翌日午前0時から保険期間終了時まで。

## 第3条（名簿の備付）

保険契約者は、被保険者の氏名およびボランティア活動の内容等を記載した名簿を加入手続きを受け付けた証券記載法人または単位法人に備え、当社がその閲覧を求めた場合には、いつでもこれに応じなければなりません。

## 第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、毎月末日を締切日とし、締切日前1か月間に加入手続きを完了した者の数を、締切日後10日以内に第3条（名簿の備付）の名簿に基づき、当社に通知しなければなりません。  
(2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った損害または傷害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。

遅滞または脱漏の生じた締切日以前に実際に行われた通知に基づいて、当社が算出した保険料の合計額

遅滞または脱漏の生じた締切日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当社が算出した保険料の合計額

(3)(1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合はこの規定は適用しません。

(4)(2)の規定は、当社が、(1)の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を削減して支払うことについて保険契約者に対する通知をしてないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

## 第5条（暫定保険料）

(1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に保険証券記載の暫定保険料を当社に払い込まなければなりません。

(2) 普通約款基本条項第2条（保険料の払込方法）(2)の規定に定める保険料領収までの間に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

## 第6条（保険料の支払いおよび精算）

(1) 保険契約者は、保険期間開始前に加入手続きが完了した被保険者にかかる保険料については、第4条（通知）の通知月の翌月15日を払込期日とし、第4条（通知）の通知に基づき当社が算出した保険料（以下この特約において「保険料」といいます。）を払込期日までに当社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者は、保険期間開始後に加入手続きが完了した被保険者にかかる保険料については、第4条（通知）の通知月の末日を払込期日とし、保険料を払込期日までに当社に払い込まなければなりません。

(3) 第5条（暫定保険料）の暫定保険料は、最終の払込期日に払い込まれるべき保険料<sup>(注)</sup>との間で、その差額を返還または請求して精算します。

（注）最終の支払期日に支払われるべき保険料

保険料の合計額が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、その差額とします。

## 第7条（保険料領収前の事故）

(1) 保険契約者が第6条（保険料の支払いおよび精算）(1)および(2)の払込期日までに保険料を払い込まなかった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) 第6条（保険料の支払いおよび精算）の規定による保険料を請求する場合において、(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、その保険料を算出するための通知の対象となる被保険者の被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

## 第8条（準用規定）

この特約に規定していない事項については、この特約の趣旨に反しない限り普通保険約款の規定を準用します。

# ボランティア活動保険追加特約（一括精算方式）

## 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、ボランティア活動保険普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

普通保険約款	ボランティア活動保険普通保険約款をいいいます。
証券記載法人	保険証券記載のボランティア活動推進法人をいいます。
単位法人	証券記載法人の会員である法人をいいます。
保険の加入手続き	加入申込者が加入申込書に必要記載事項を記入のうえ、証券記載法人または単位法人に提出し、その内容を証券記載法人または単位法人が確認し、受付印を押すまでの手続きをいいます。

## 第1条（被保険者）

この特約において、普通保険約款賠償責任条項第2条（被保険者）①および傷害条項第2条（被保険者）に規定する「保険証券記載のボランティア」とは、証券記載法人または単位法人にボランティアとして登録<sup>(注1)</sup>した、またはボランティアとしてその法人から委嘱<sup>(注2)</sup>を受けた自然人のうち、保険の加入手続きが完了した者とします。

（注1）登録

所属するボランティア活動団体を通じての登録を含みます。

（注2）委嘱

所属するボランティア活動団体を通じての委嘱を含みます。

## 第2条（それぞれの被保険者に対する保険責任期間）

当社のそれぞれの被保険者に対する保険責任期間は、次の通りとします。

① 保険期間開始前に保険の加入手続きが完了した被保険者については、保険期間と同一

② 保険期間開始後に保険の加入手続きが完了した被保険者については、加入手続きが完了した日の翌日午前0時から保険期間終了時まで。

## 第3条（名簿の備付）

保険契約者は、被保険者の氏名およびボランティア活動の内容等を記載した名簿を加入手続きを受け付けた証券記載法人または単位法人に備え、当社がその閲覧を求めた場合には、いつでもこれに応じなければなりません。

## 第4条（通知）

（1）保険契約者は、毎月末日を締切日とし、締切日前1か月間に加入手続きを完了した者の数を、締切日後10日以内に第3条（名簿の備付）の名簿に基づき、当社に通知しなければなりません。

（2）①の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った損害または傷害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。

遅滞または脱漏の生じた締切日以前に実際に行われた通知に基づいて、当社が算出した保険料の合計額

遅滞または脱漏の生じた締切日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当社が算出した保険料の合計額

（3）①の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を払い込まなければなりません。ただし、②の規定に基づいて保険金が支払われている場合はこの規定は適用しません。

（4）②の規定は、当社が、①の規定による通知に保険契約者の故意または

重大な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から②の規定により保険金を削減して支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

## 第5条（保険料率）

本保険契約における保険料率は、保険証券記載のとおりとします。

## 第6条（暫定保険料）

（1）保険契約者は、保険契約締結と同時に年間見込ボランティアに第7条（保険料率）の保険料率を乗じた額を暫定保険料として当社に払い込むものとします。

（2）普通保険約款基本条項第2条（保険料の払込方法）②の規定に定める保険料領収までの間に生じた事故の取扱いの規定は、（1）の暫定保険料に適用するものとします。

## 第7条（確定保険料）

保険期間終了後、第4条（通知）の通知に基づき当社が算出した保険料<sup>(注3)</sup>と既に領収した保険料に過不足があるときは、当社はその差額を返還または請求します。

（注）第4条（通知）の通知に基づき当社が算出した保険料

保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、その最低保険料とします。

## 第8条（準用規定）

この特約に規定していない事項については、この特約の趣旨に反しない限り普通保険約款の規定を準用します。

## 天災危険補償特約

### 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを引き受けける場合に付帯されます。

### 第2条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、ボランティア活動保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）傷害条項第3条（傷害保険金を支払わない場合）

（1）①および②の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、傷害保険金を支払います。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

### 第3条（保険金の支払時期）

普通保険約款基本条項第17条（保険金の支払）①の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な調査が不可欠な場合には、当社は、その調査を同条②の特別な照会または調査に加え、請求完了日<sup>(注4)</sup>からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものと

します。

該保険料支払の起因する事由	保険期間
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第17条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	365日

(注)請求完了日  
被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)、(3)および(4)の規定による手続を完了した日をいいます。

#### 第4条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

### 傷害補償対象外特約

当社は、この特約により、ボランティア活動保険普通保険約款傷害条項第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、傷害保険金を支払いません。

### 人格権侵害補償特約

#### 第1条(保険金を支払う場合)

当社は、ボランティア活動保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)賠償責任条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の規定にかかわらず、保険証券記載のボランティア(以下「ボランティア」といいます。)がボランティア活動中にボランティアまたはボランティア以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為(以下「不当行為」といいます。)により、被保険者が法律上の損害賠償責任(以下「賠償責任」といいます。)を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図面その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

#### 第2条(保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款賠償責任条項第5条(保険金を支払わない場合ーその1)に掲げる事由に起因する損害および同条項第6条(保険金を支払わない場合ーその2)に掲げる賠償責任に起因する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(注)に起因する賠償責任
- ② 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③ 不実であることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により、被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠

### 償責任

#### (注)犯罪行為

被保険者が故意又は過失で他人に損害を加へたものと認められるものに、過失犯を除きます。

#### 第3条(普通保険約款の読み替え)

この特約において普通保険約款賠償責任条項第3条(損害の範囲)④、同条項第4条(支払保険金)(1)、同条項第5条(保険金を支払わない場合ーその1)、基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)、同条項第2条(保険料の払込方法)(2)、同条項第3条(保険責任のおよぶ地域)、同条項第4条(告知義務)(3)③、(4)および(5)、同条項第5条(通知義務)(4)、(5)および(7)、同条項第1-1条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(3)、同条項第1-4条(追加保険料領収前の事故)、同条項第1-5条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)、同条項第1-6条(保険金の請求)(2)および(6)ならびに同条項第1-7条(保険金の支払)(1)の規定中、「事故」とあるのは、「不当行為」と読み替えて適用します。

#### 第4条(準用規定)

この特約に規定していない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

### 初回保険料口座振替特約

#### 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。
口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

#### 第1条(この特約の付帯条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに付帯されます。

- ① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
- ② 次のいずれかの条件を満たすこと。
  - ア、この保険契約の締結および保険契約者から当社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出が、始期日の属する月の前月末日までになされること。
  - イ、保険契約者が、この保険契約の申込みおよび当社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出を当社所定の連絡先に行うこと。

## 第2条（保険料の払込方法）

- (1)保険契約者は、保険料払込期日に、口座振替によって初回保険料を払い込むことができます。
- (2)(1)の場合、保険契約者は、保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (3)保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、保険料払込期日に初回保険料の払込みがあったものとみなします。

## 第3条（保険料領収前の事故）

- (1)保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2)当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3)(2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、始期日から初回保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (4)(3)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、保険料が分割して払い込まれるときは、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。

## 第4条（保険料領収前の保険金支払）

- (1)第3条（保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者が、初回保険料の払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2)(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料を払い込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
- (3)(2)の確約に反して保険契約者が保険料払込期日まで初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して既に支払った保険金相当額の全額の返還を請求することができます。

## 第5条（当社による保険契約の解除）

- (1)当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)(1)の規定は、この保険契約に付帯される保険料分割払に関する特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3)(1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 保険料クレジットカード払特約

### 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
保険料	告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合、通知義務の規定に定める事実が発生した場合または契約条件変更の申出を承認する場合の規定に従い請求した追加保険料を含みます。
クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。
クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。

## 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを引き受ける場合に付帯されます。

## 第2条（保険料の払込方法）

保険契約者は、保険料をクレジットカードによって払い込むことができるものとします。

## 第3条（保険料領収前の事故）

- (1)第2条（保険料の払込方法）の規定により保険契約者がクレジットカードによって保険料を払い込む場合、当社は、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時以後、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2)当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定を適用しません。
- ① 当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合。  
ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。
  - ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

(注) クレジットカードによる保険料の払込みを承認した時

保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

## 第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

- (1)第3条（保険料領収前の事故）(2)①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいるとき

は、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。

(2)保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第3条（保険料領収前の事故）(1)の規定を適用します。

## 第5条（保険料の返還の特則）

この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）(2)の規定により、保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかる保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。

## 第6条（当社による保険契約の解除）

(1)当社は、保険契約者が第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）(2)の保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2)(1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

# 初回保険料払込取扱票・請求書払特約

## 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、この保険契約の普通保険約款の規定による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
払込取扱票	当社所定の書面による払込取扱票をいいます。
保険料払込期日	始期日の属する月の翌月末日をいいます。

## 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険契約者が、この保険契約の申込みを当社所定の連絡先に行う場合において、この特約を付帯する旨保険契約者が申し出て、当社がこれを引き受けるときに付帯されます。

## 第2条（保険料の払込方法）

(1)保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回保険料を払い込むことが

できます。

- ① 保険料払込期日までに、保険契約締結後に当社より送付する払込取扱票を使用して払い込むものとします。
  - ② 保険料払込期日までに、①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
- (2)(1)により初回保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回保険料の払込みがあったものとみなします。

## 第3条（保険料領収前の事故）

- (1)保険料払込期日までに初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2)当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3)(2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、この保険契約の始期日から初回保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

## 第4条（保険料領収前の保険金支払）

- (1)第3条（保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者が、初回保険料の払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける場合には、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2)(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
- (3)(2)の確約に反して保険契約者が保険料払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して既に支払った保険金相当額の全額の返還を請求することができます。

## 第5条（当社による保険契約の解除）

- (1)当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)(1)の規定は、この保険契約に付帯された保険料を分割して払い込むことを定める特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3)(1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第6条（準用規定）

- この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

# 初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約

## 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、この保険契約の普通保険約款の規定による場合のほか、次のとおりとします。

用語の説明	
初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、当社が請求した追加保険料の総額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。
追加保険料払込期日	変更確認書記載の追加保険料払込期日をいいます。
払込取扱票	当社所定の書面による払込取扱票をいいます。

## 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険契約者または被保険者が、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行なう場合で、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに付帯されます。

## 第2条（追加保険料の払込方法）

- (1)この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求の規定に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回追加保険料を払い込むことができます。
- ① 追加保険料払込期日までに、訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認後に当社より送付する払込取扱票を使用して払い込むものとします。
- ② 追加保険料払込期日までに、①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
- (2)(1)①により初回追加保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が追加保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回追加保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3)保険契約者は、契約条件変更の申出については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いてこれを撤回することはできません。

## 第3条（追加保険料領収前の事故）

- (1)追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2)当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回追加保険料を払い込んだ場合には、初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める追加保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3)(2)の規定にかかわらず、保険契約者が告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (4)(2)の規定にかかわらず、保険契約者が、契約条件変更の申出を承認する

場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い、保険金を支払います。

## 第4条（追加保険料領収前の保険金支払）

- (1)第3条（追加保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者が、初回追加保険料の払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2)(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行なった場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回追加保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
- (3)(2)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日まで初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して次に定める保険金相当額の返還を請求することができます。

追加保険料の種類と用意	返還を請求できる保険金の額
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い請求した追加保険料	事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金の全額
② 契約条件変更の申出を承認する場合の規定に従い請求した追加保険料	次の算式により算出される額 事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金相当額

## 第5条（当社による保険契約の解除）

- (1)当社は、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)(1)の解除は、変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 保険料支払手段に関する特約

- 「用語の説明」
- この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

Chapter

# 3

## 返還保険料の お取扱いについて

返還保険料のお取扱いについて補足する事項がありますので、普通保険約款・特約とともに内容をご確認ください。

## 返還保険料のお取扱いについて

### 「用語の説明」

用語	説明
解約	保険契約者からの解約 をいいます。
	現存契約をいったん解約し、現存契約と同一の保険契約者による新契約(賠償責任保険に限ります。)をその解約日を保険期間の初日として、現存契約の保険期間以上の保険期間で同一の保険会社(共同保険契約において少なくとも一つの保険会社がその構成会社として残る場合を含みます。)と締結することをいいます。
解除	当社が普通保険約款またはご契約にゼットされる特約の規定により行うご契約の解除をいいます。
無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取扱うことを行います。
失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。

### <返還保険料について>

解約、解除、無効、失効または取消の場合の返還保険料は、下表のとおりです。

区分	返還保険料
解約	返還しません。
中途更改解約	返還しません。
解除	返還しません。
無効	保険金の不法取得を目的とした保険契約の無効 返還しません。
	上記以外 全額返還
失効	返還しません。
保険契約者または被保険者の詐欺・強迫による取消	返還しません。

### ご注意

◆解約、解除、無効、失効、または取消の場合の返還保険料について、普通保険約款に記載していますので、ご参照願います。またゼットされる特約にも返還保険料について記載している場合がありますので、合わせてご参照願います。

○ボランティア活動保険普通保険約款第3章第13条